

広島県告示第五百五十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年七月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
仁保一丁目十六地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町	大字	字	地番	標柱番号
広島市南区		仁保一丁目			二二二番七五	標柱一号
					二二二番七三	標柱二号
					二六九番二	標柱三号
					二二二番九五	標柱四号
					二八一番	標柱五号
					二七〇番	標柱六号
					三九〇番二地先道路敷	標柱七号
					二六九番一	標柱八号